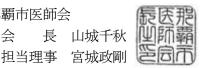
【新型コロナ No.105】

# 情報提供

那医発第 307号 令和2年12月28日

施設長 各位

那覇市医師会 長 山城千秋



#### 「新型コロナウイルス感染症」関連資料 (2種類) の提供について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

- 那覇市保健より2つの通知文が届きましたので情報提供します。
  - 1. 【事務連絡(再々改訂)】英国及び南アフリカ共和国から入国された方への 健康フォローアップ及び検体送付の徹底
  - 2. 【事務連絡】電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の 感染者の取扱いについて

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579) 

> 務 連 令和2年12月23日 (令和2年12月24日一部改正) (令和2年12月25日一部改正)

都道府県 保健所設置市 特別区

衛生主管部 (局) 御中

> 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

英国及び南アフリカ共和国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ 及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

本年12月21日、英国において報告された変異した新型コロナウイルスについて、 WHO から、

- ・ 変異したウイルスは、英国調査によると従来より最大70%感染しやすい可能性 があること
- 現段階では、この変異株によって重症度、抗体反応、ワクチンの有効性に何ら かの影響を与えることを示唆する証拠はないこと
- 変異したウイルスのワクチンや検査、治療薬の効果への影響についてはさらに 実験的または疫学的な分析が必要であること

などの見解が公表されたところです。

12月 25日に国立感染症研究所におけるウイルスのゲノム解析により、英国に滞在 歴がある入国者の方の中で同様の変異したウイルスに感染された方が確認されたと の報告がありました。

また、12月18日には、南アフリカ保健省が、南アフリカ国内において多数確認さ れている変異株が感染を拡大させているとの見解を示したところです。

我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入 国前 14 日以内に英国及び南アフリカ共和国に滞在歴がある入国者の方々の健康フ ォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノム を確認するための検体の提供の徹底をお願い申し上げます。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、 管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

(改正箇所は太字下線)

- 1. 検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿をご確認いただき、「過去 14日間の滞在流行国(/地域)」が英国<u>及び南アフリカ共和国</u>となっている入国者の 方々について、健康フォローアップの徹底をお願いいたします<sup>1</sup>。
- 2.「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について(協力依頼)」(令和 2年3月16日事務連絡)<sup>2</sup>において依頼した、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日付け健感発0304第5号)に基づき行政検査を委託している先に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の国立感染症研究所への提出の徹底をお願いいたします。

なお、本件は法第15条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、 検体の提出にあたっての患者本人の同意取得は不要です。

この際、本邦入国前 14 日以内に英国及び南アフリカ共和国に滞在歴がある方の 提出検体については、可能な限り、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液などの処理前の検体と し、この場合における照会、送付先につきましては、以下としてください。

### 【今般の検体送付の照会・送付先】

国立感染症研究所 危機管理研究センター 藤本 嗣人

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1

TEL: 03-5285-1111 (2535)

- 3. 当面の間、英国及び南アフリカ共和国に滞在歴のある入国者については、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者については、原則感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。
- 4. また、記3により入院措置を行った者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。
  - 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条において準用される法

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿において、英国に滞在歴がある場合、「過去 14 日間の滞在流行国(/地域)」欄に「英国」、「イギリス」、「ロンドン」又は「GBR」と記入されています。南アフリカ共和国に滞在歴がある場合、同欄に「南アフリカ共和国」、「南アフリカ」又は「ZAF」と記入されています。

https://www.mhlw.go.jp/content/000609448.pdf

第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

- ・ 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・ また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から 24 時間後に核酸増幅 法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再 度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・ 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・ なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・ 変異種でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退 院基準<sup>3</sup>により対応して差し支えない。
- 4. 当面の間、英国及び南アフリカ共和国に滞在歴のある入国者に対する健康フォローアップにおいて、発熱等の症状を呈したことが明らかになった場合、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部まで御一報お願いいたします。また、英国及び南アフリカ共和国に滞在歴のある入国者について健康フォローアップの過程で発熱等の症状を呈したことが報告されず感染症法第12条第1項の規定に基づく医師からの届出(HER-SYS による届出を含む。)により、新型コロナウイルス感染症患者等である旨を把握した場合についても、御一報お願いいたします。

#### 【個別事例の連絡先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL: 090-1532-3938

Mail: kekkakukikikanri03@docomo.ne.jp

5. これらの対応に当たっては、個人情報の保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

【当該事務連絡の内容についての照会先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL: 03-3595-2305 (内8027)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日) https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の 感染者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、感染症法第12条に基づき、医師が診断を行った場合には医療機関の所在する都道府県等に届出が行われ、感染症法第18条に基づく就業制限等の感染防止措置を講じることとなります。

最近、一部医療機関において、全国から検体の郵送を受け付け、検査結果が陽性であったときに、電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者についても、当該医療機関から届出を行っている事例が生じています。

こうした事例により、地域の正確な感染状況を的確に把握すること等が困難 となることも想定されます。このため、こうした事例における感染症法上の運用 について、下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれては、内容を十分に御了知いただくとともに、関係者に周知いた だき、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

記

#### 1 新型コロナウイルス感染症の発生届出について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行った場合は、当該医師は、HER-SYSによる発生届出の提出時に「その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」として、「オンライン診療」と記載すること。(FAX 等による発生届出の取扱いも同様とする。)

#### 2 陽性者数の公表方法について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者について、当該医療機関から届出が行われた場合、医療機関の所在する都道府県等は、管轄外の感染者数を別掲として公表するようお願いいたします。この場合、当該感染者数については、当該者の居住する都道府県別に公表いただきますようお願いいたします。(なお、従来から都道府県において、当該都道府県内の保健所設置市・特別区分もまとめて公表している場合には、引き続き、都道府県においてまとめて公表することとして差し支えありません。)

また、都道府県等は、感染症法第12条第3項に基づき、その管轄する区域外に居住する者について届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県等に通報する義務がありますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

その際、HER-SYS を活用することで異なる保健所間で迅速な情報共有が可能ですので積極的なご活用をお願いいたします。(発生届の届出を受けた、届出先保健所(「担当保健所」)は、HER-SYS の「ID 管理タブ」画面において、感染者等の情報を閲覧できる「関係保健所」を追加することが可能です。また、同画面において「担当保健所」を別の保健所(居住地管轄の保健所等)に移すことも可能です。)(別添1)

#### 3 就業制限について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者について、当該医療機関から届出が行われた場合、<u>感染症法第18条に基づく就業制限については、電話や情報通信機器を用いた診療を受けた当該</u>感染者の居住地を管轄する都道府県等で、協議会の意見を聞いて、実施するようお願いいたします。

別添 1

厚生労働省新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム使用手順(第1.2版)(抄)

## 注意:保健所の登録について



#### ●担当保健所の登録

感染者等の健康 FU を担当するなど、感染者等の管理の主たる担当となる保健所を担当保健所として入力してください。担当保健所はいつでも変更可能ですが、必ず一つの保健所が担当します。

注意: データ登録後は、【担当保健所】欄に入力した保健所でしかデータの更新ができなくなります。 誤った担当保健所名を入力して【登録】を押下した場合には、データ更新権限がその保健所に移管し てしまい以後システムでその感染者のデータ更新ができなくなります。

【担当保健所】を誤って入力し登録してしまった場合には、【担当保健所】に設定した保健所にご連絡いただき、修正を依頼してください。